

大分県診療情報管理研究会会則

(名称)

第1条 本会は、大分県診療情報管理研究会とする。

(目的)

第2条 本会は診療録管理業務・医療情報管理業務に携わる者および関心を持つ者が会員相互間の交流、情報交換の推進を行い診療情報管理を共に研鑽し、大分県全体の診療情報管理の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的に従い、次のような事業を行う。

1. 1年に2回の研究会を開催する
2. 診療情報管理実務上の問題、疑問などに関する質問の受付、回答やアドバイスおよび親睦を図ること
3. 診療情報管理に関する資料等、各種情報の提供
4. 関連する諸学会や団体、地域の研究会との交流ならびに情報提供
5. 診療情報管理の業務内容、運用状況の調査と把握
6. 診療録管理、診療情報管理に関する勉強会
7. その他、本会の目的達成に必要な事業を行う

(会員)

第4条

1. 本会の会員は次のとおりとする。
 - (1) 施設会員 施設代表者をもって入会したもの
 - (2) 個人会員 個人資格で入会したもの
 - (3) 賛助会員 本会の事業を援助することを主な目的として入会したもの
2. 入会希望者は、所定の入会申込書に記入の上、本会宛に提出し、世話人会の承認を得なければならない。
3. 退会を希望するものは、その旨を本会宛に届け出なければならない。なお死亡または失踪、法人もしくは団体の解散の場合は退会したものと見なす。

次の各号に該当した者は、世話人会の議決により退会を命ずることができる。

 - (1) 本会の名誉を著しく傷つけた者
 - (2) 会費の納入を2か年以上怠った者

(役員)

第5条

1. 本会に次の役員を置く。

(1) 世話人 若干名 [代表世話人1名を含む]

(2) 監事 若干名

(3) 幹事 若干名 [実務担当]

2. 世話人は世話人幹事会を構成し、会務に関する事項を、出席者世話人の過半数で議決する。
3. 世話人幹事会は年1回以上開催するものとする。ただし、過半数の世話人より開催要求があった場合には、代表世話人は臨時世話人会を開催するものとする。
4. 世話人幹事会は世話人の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
5. 監事は会計を監査する。
6. 役員任期は2年間とし、4月1日より翌々年3月31日までとする。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
7. 役員は再任することができる。

(研究会)

第6条

1. 研究会開催のため当番世話人をおく。当番世話人は、世話人会の討議によって定める。
2. 研究会は、当番世話人の責任において主題を決め、討議を行うものとする。

(会費)

第7条 会員は本会对し、別に定めるところにより年会費を納めるものとする。

ただし、必要なときは参加費を徴収する。その金額は会員と非会員とに区別し、その都度当番世話人が定めるものとする。

(会計)

第8条

1. 本会の経費は会費、賛助会員寄付金、研究会参加費および印税をもってこれにあてる。
2. 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。会計報告は、次年度研究会で行う。

(会則の変更)

第9条 本会則の変更は、世話人会の議決を経て行う。

(事務局)

第10条 事務局は西別府病院 診療情報管理室に置く。

〒874-0840 大分県別府市大字鶴見 4548

独立行政法人国立病院機構 西別府病院 診療情報管理室

TEL : 0977-24-1221

FAX : 0977-26-1163

(雑則)

第 1 1 条 本会則の施行について必要な細則は世話人会の議決を経て別に定める。

(附則)

本会則は平成 1 5 年 8 月 1 日より施行する。

本改定の会則は平成 1 6 年 6 月 1 9 日より施行する。

本改定の会則は平成 2 0 年 6 月 2 1 日より施行する。

本改定の会則は平成 2 1 年 1 2 月 5 日より施行する。